

## 緩和条件適合確認表

【資格】（ ）建築士（ ）登録 第 号 【氏名】

緩和適合図書	建築基準法施行令の木造仕様規定項目			基準適合 チェック欄	
(1) 建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書	部材の品質と耐久性の確認	令第37条	腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	<input type="checkbox"/>	
		令第41条	節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐久上の欠点がないもの	<input type="checkbox"/>	
		令第49条	第1項	ラスモルタル等の下地には、防水紙等を使用	<input type="checkbox"/>
			第2項	地面から1m以内の主要軸組には有効な防腐防蟻措置を講ずる	<input type="checkbox"/>
	基礎の仕様	令第38条	<input type="checkbox"/> 基礎ぐい <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 布基礎	<input type="checkbox"/>	
屋根ふき材等の緊結	令第39条	第1項 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁等の脱落防止装置	<input type="checkbox"/>		
(2) 建築物全体が、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す書類	土台と基礎の緊結	令第42条	第1項 1階柱脚は土台に緊結	<input type="checkbox"/>	
		第2項 土台は基礎に緊結	<input type="checkbox"/>		
	柱の小径の確保	令第43条	第1項	横架材間距離×表の数値以上(1/20~1/33)	<input type="checkbox"/>
			第4項	柱断面の1/3以上欠き取る場合には補強	<input type="checkbox"/>
			第5項	2階建て以上の隅柱は通し柱、または同等以上の接合	<input type="checkbox"/>
第6項	柱の有効細長比は150以上		<input type="checkbox"/>		
壁量の確保(壁量計算)	令第46条	第1項 第4項	下記の壁量計算を行う 表1(又は昭56建告第1100号)に定める耐力壁の倍率に壁長を乗じた存在壁量の和が、その階の床面積(小屋裏に1/8を超える物置等を設ける場合は平12建告第1351号で面積加算)に表2の数値を乗じた地震に対する必要壁量以上、かつその階のFL+1.35mより上の見付面積に表3の数値を乗じて風に対する必要壁量以上となるよう、耐力壁を釣り合いよく設ける。	<input type="checkbox"/>	
壁量の釣り合い(四分割法)	令第46条	第4項	四分割法による釣り合いよい配置の検討(平12建告第1352号)	<input type="checkbox"/>	
(3) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書	壁量の確保(壁量計算)	令第46条	第1項 第4項	下記の壁量計算を行う 表1(又は昭56建告第1100号)に定める耐力壁の倍率に壁長を乗じた存在壁量の和が、その階の床面積(小屋裏に1/8を超える物置等を設ける場合は平12建告第1351号で面積加算)に表2の数値を乗じた地震に対する必要壁量以上、かつその階のFL+1.35mより上の見付面積に表3の数値を乗じて風に対する必要壁量以上となるよう、耐力壁を釣り合いよく設ける。	<input type="checkbox"/>
	壁量の釣り合い(四分割法)	令第46条	第4項	四分割法による釣り合いよい配置の検討(平12建告第1352号)	<input type="checkbox"/>
	継手または仕口の選択	令第47条	第1項	国土交通大臣が定める構造方法(平12建告第1460号)	<input type="checkbox"/>
	基礎の仕様	令第38条		<input type="checkbox"/> 基礎ぐい <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 布基礎	<input type="checkbox"/>
	屋根ふき材等の緊結	令第39条	第1項	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁等の脱落防止装置	<input type="checkbox"/>
	土台と基礎の緊結	令第42条	第1項	1階柱脚は土台に緊結	<input type="checkbox"/>
			第2項	土台は基礎に緊結	<input type="checkbox"/>
	柱の小径の確保	令第43条	第1項	横架材間距離×表の数値以上(1/20~1/33)	<input type="checkbox"/>
			第4項	柱断面の1/3以上欠き取る場合には補強	<input type="checkbox"/>
			第5項	2階建て以上の隅柱は通し柱、または同等以上の接合	<input type="checkbox"/>
			第6項	柱の有効細長比は150以上	<input type="checkbox"/>
	横架材の欠き込み	令第44条		中央部下側に耐力上支障のある欠き込みはなし	<input type="checkbox"/>
	筋かいの仕様	令第45条	第1項	引張筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材または径9mm以上の鉄筋を使用	<input type="checkbox"/>
第2項			圧縮筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用	<input type="checkbox"/>	
第3項			端部を、柱と横架材との仕口に接近して、ボルト、くぎなどの金物で緊結(平12建告第1460号第一号)	<input type="checkbox"/>	
第4項			欠き込みをしない。ただし、筋かいをたすき掛けで、必要な補強を行ったときは可	<input type="checkbox"/>	
火打材等の設置	令第46条	第3項	小屋ばり組及び床組の隅角に火打を設け、小屋組に触れ止めを設ける	<input type="checkbox"/>	
			構造用合板直張りによる剛床仕様	<input type="checkbox"/>	
部材の品質と耐久性の確認	令第37条		腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	<input type="checkbox"/>	
	令第41条		節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐久上の欠点がないもの	<input type="checkbox"/>	
	令第49条	第1項	ラスモルタル等の下地には、防水紙等を使用	<input type="checkbox"/>	
		第2項	地面から1m以内の主要軸組には有効な防腐防蟻措置を講ずる	<input type="checkbox"/>	